

渡嘉敷村における女性職員の活躍の推進に関する
特 定 事 業 主 行 動 計 画

平成 28 年 3 月
渡 嘉 敷 村
渡 嘉 敷 村 議 会
渡 嘉 敷 村 教 育 委 員 会
渡 嘉 敷 村 農 業 委 員 会
渡 嘉 敷 村 選 挙 管 理 委 員 会

渡嘉敷村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、渡嘉敷村、渡嘉敷村議会、渡嘉敷村教育委員会、渡嘉敷村農業委員会、渡嘉敷村選挙管理委員会、渡嘉敷村代表監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 2 条に基づき、渡嘉敷村、渡嘉敷村議会、渡嘉敷村教育委員会、渡嘉敷村農業委員会、渡嘉敷村選挙管理委員会、渡嘉敷村代表監査委員において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、渡嘉敷村、渡嘉敷村議会、渡嘉敷村教育委員会、渡嘉敷村農業委員会、渡嘉敷村選挙管理委員会、渡嘉敷村代表監査委員において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

平成 33 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を 80%以上にする。

4. 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3 で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、渡嘉敷村、渡嘉敷村議会、渡嘉敷村教育委員会、渡嘉敷村農業委員会、渡嘉敷村選挙管理委員会、渡嘉敷村代表監査委員において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

平成 28 年度から、出産を控えている全ての男女に対し、管理職員（又は人事担当部局）による面談を行い、育児休業、配偶者出産休暇等の活用促進に関する助言を行う。